

下関市リサイクルプラザ処理棟運転管理業務

仕 様 書

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この仕様書は、乙が安全かつ適正に業務を執行するため、必要な事項を定めたものである。

(履行場所及び施設規模)

第 2 条 業務実施場所及び施設規模は、次のとおりである。

(1) 業務実施場所 山口県下関市古屋町一丁目 18 番 1 号

下関市リサイクルプラザ処理棟、ストックヤード棟及び計量棟（以下「処理棟等」という。）

(2) 施設規模 処理能力 113 t / 日

| | |
|-------------------|-------------|
| ・不燃ごみ・不燃性粗大ごみ処理系統 | 40.75 t / 日 |
| ・びん・缶処理系統 | 26.01 t / 日 |
| ・ペットボトル処理系統 | 1.75 t / 日 |
| ・プラスチック製容器包装処理系統 | 21.54 t / 日 |
| ・その他 | 23.20 t / 日 |

(業務の履行)

第 3 条 乙は、業務の公共的使命及び社会的重要性について十分認識及び理解し、施設の適正な管理と安定した運転を維持し、機能を十分発揮できるよう、この仕様書に明記する事項のほか、能率的、経済的かつ安全に業務を遂行しなければならない。

(関係法令等の遵守)

第 4 条 乙は、業務の実施に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法、職業安定法、労働者災害補償保険法、労働安全衛生法、大気汚染防止法及び騒音防止法等の公害防止関係法令等を遵守しなければならない。

(設計数値の遵守)

第 5 条 乙は、業務の履行に当たっては、関係法令等を遵守するほか、業務に必要な、大気・臭気・振動・水質等について、別に定める別記 6 施設設計数値及び甲の指導を遵守し、二次公害を発生させないよう適切に業務を行うこと。

(業務の範囲)

第 6 条 業務の範囲は次のとおりとし、詳細は別記 1 のとおりとする。

- (1) 処理棟等施設設備機器類の運転業務
- (2) 処理棟等施設設備機器類の点検業務

- (3) 処理棟等施設設備機器類のトラブルの処理業務
- (4) 処理棟等施設機器類の自主定期整備業務・クレーン整備(オイル交換等)
- (5) 処理棟等場内清掃作業
- (6) 運転・故障・調整等の記録及び報告
- (7) 薬品類の補給及び管理
- (8) 排水処理設備維持管理業務
- (9) 運転に必要な資材の受入、成型品等搬出時の積み込み作業及び確認
- (10) 可燃物・不燃物・資源物の搬出及び搬送業務
- (11) 奥山工場、吉母管理場及びリサイクルプラザ啓発・整備(工場)棟からリサイクルプラザ処理棟への搬送業務
- (12) 搬入・搬出量、処理量及び在庫量の集計業務
- (13) 計量業務
- (14) 鍵の管理、施設内の防犯、防火その他の保安業務並びに事故及び火災対応に関する業務
- (15) 業務従事者(以下、「従事者」という。)の研修及び運転操作指導
- (16) その他甲の指示する業務

(業務の実施要領)

第7条 乙は、業務の実施に当たって、機器類の「取扱説明書」・「運転要領書」等を遵守するとともに、適正で安全かつ経済的な運営を行うこと。

2 乙は、機器類の運転操作、監視及び点検整備に関するマニュアルを制定し、全従事者を教育して、その周知徹底を図ること。

3 乙は、万一の事故・災害(自然災害を含む。)の発生に備え、甲と協議して、緊急対応マニュアルを作成し、業務の従事者に周知徹底を図ること。

また、定期的に訓練を行うなどにより適正な行動がとれるよう、態勢を整えること。

(運転監視)

第8条 乙は、中央監視室で処理運転状況を常時監視するとともに、現場巡回点検を適時行い、適正な処理が継続できていることを十分監視すること。

(運転報告)

第9条 乙は、中央監視室での監視状態及び現場巡回の点検結果表を作成し随時甲に報告すること。

(点検整備)

第10条 乙は、機器類の点検・給油・整備・小修理(備付けの機器・工具及び設備等を利用してできる軽度の修理(溶接、部品交換、タッチアップ塗装を含む。)をいう。以下同じ。)及び機器清掃について、予防保全を基本とし、設計書及び取扱説明書に準拠して、次の要領で行わなければならない。

なお、主要な点検整備業務は、別記2及び別記3のとおりとする。

2 各機器ごとに点検の頻度とそれぞれにおける点検の項目、内容と判定基準を定めた点検整備基準を作成すること。

- 3 各点検又は整備の結果は、記録用紙を定めて記録し保管すること。
- 4 点検において異常が認められた場合は、異常報告書にて直ちに甲に報告すること。
- 5 前項の異常の修理結果及びその他の調整結果は、記録用紙を定めて記録し、保管すること。
また、甲の求めに応じて電子データで提出すること。
- 6 点検整備基準、記録用紙、異常報告書の様式は、甲乙協議の上、決定する。
- 7 小修理を実施した場合は、別に定める「点検整備報告書」に記録しなければならない。
(危険物等の除去)

第11条 甲は、危険物が搬入されないよう住民に啓発及び指導を行うが、万一搬入されたときは、乙は最善の注意をもってその除去にあたること。

- 2 乙は、再資源化物の質が低下しないよう不適物を適切に除去し、再資源化物の質の向上に努めること。
(創意工夫)

第12条 乙は、業務の履行期間中は、常に創意工夫を心掛け、経済性及び施設の効率化を目指さなければならない。なお、その内容が施設・設備の改造等に及ぶ場合は、甲と協議した上で実施すること。
(業務実施日等)

第13条 業務実施日は、毎週月曜日から金曜日までとする。

- 2 年末年始休業日は、原則として12月31日から1月3日までとするが、甲の指示により業務実施日とする場合がある。
- 3 業務時間は、午前8時00分から午後4時45分までとし、原則として1日8時間以内とする。
サマータイム期間(7月から9月)は午前8時15分から午後5時までとする。
ただし、びん・缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装の手選別作業については、原則として午前9時から午後4時までの1日7時間以内とする。

- 4 前3項にかかわらず、資源物等の処理状況、施設、設備機器の点検保全に関する作業及び甲が行う専門業者による点検保全・修繕等の立会によっては、休業日又は業務時間外に必要な業務を行わなければならない。
(従事者の構成)

第14条 乙が業務を行うのに必要と思われる人員構成の目安は、別記4のとおりとする。

- 2 乙は、業務を適切に遂行するため、従事者の配置計画書を作成し甲に提出しなければならない。

第2章 従事者

(有資格者の配置)

第15条 乙は、法令上必要とする有資格者及び甲の指定する次に掲げる有資格者を配置しなければならない。ただし、1人が複数の資格を有することもできる。

- | | |
|---------------------|---------|
| (ア) ごみ処理施設技術管理士 | ・・・1人以上 |
| (イ) 破碎・リサイクル施設技術管理士 | ・・・1人以上 |
| (ウ) 電気主任技術者(第三種以上) | ・・・1人以上 |

| | |
|---------------------------|---------|
| (エ) 電気工事士 | ・・・1人以上 |
| (オ) クレーン運転士(5t以上) | ・・・3人以上 |
| (カ) 玉掛け技能講習修了者 | ・・・2人以上 |
| (キ) 第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者 | ・1人以上 |
| (ク) 大型自動車免許 | ・・・3人以上 |
| (ケ) フォークリフト運転技能講習修了者 | ・・・2人以上 |
| (コ) ショベルローダー等運転技能講習修了者 | ・・・2人以上 |
| (サ) アーク溶接等業務特別教育修了者 | ・・・1人以上 |
| (シ) ガス溶接技能講習修了者 | ・・・1人以上 |
| (ス) 危険物取扱者(乙種) | ・・・1人以上 |
| (セ) 研削砥石取替作業技術者 | ・・・1人以上 |
| (ソ) 特定化学物質等作業特別教育修了者 | ・・・1人以上 |
| (タ) 安全衛生推進者 | ・・・1人以上 |
| (チ) はい作業主任者技能講習修了者 | ・・・1人以上 |

※「ア」、「イ」は、専従常勤従事者が取得しているものとする。

(従事者の雇用)

第16条 乙は、従事者の雇用対策として下関市民の雇用及び障がい者雇用に努めなければならない。また、地元雇用を優先し、技術指導に努めること。

2 甲は、乙の従事者で業務の履行上著しく不適格であると認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な処置を求めることができる。その場合乙は、速やかに業務に支障がないよう必要な措置をとらなければならない。

(従事者名簿の提出)

第17条 乙は、あらかじめ業務に従事する従事者の氏名・年齢・経歴・資格及びそれを証明する書類並びに職務分担表を記載した書類を甲に届けなければならない。また、異動等の場合も同様とする。

(総括責任者及び技術管理者等の選任)

第18条 乙は、届け出た従事者の中から別記4の1に定める総括責任者及び技術管理者等を選任し、甲に届け出るものとし、その変更を行うときも同様とする。

2 乙は、総括責任者に事故がある場合に備えて、その代理者を定めておかななければならない。

3 総括責任者の職務は次のとおりとする。

- (1) 職場の最高責任者として原則専従常勤とし、従事者の指揮監督を行うこと。
- (2) 従事者の研修を励行し、技術の向上、事故防止に万全を図ること。
- (3) 契約書・仕様書・その他関係書類により業務内容を十分把握するとともに、定期的に場内を巡回すること。
- (4) 完成図書等から施設の機能等を十分把握し、最小の経費で最大の効果があがるよう努力すること。
- (5) 災害及び故障等の異常事態が発生したとき、又は発生するおそれのあるときには、所要の人員を配置し、適切な処置を講じること。

(6) 甲と連絡を密にし、従事者と甲の職員との融和と意思の疎通を図り、業務を的確に行わせるよう努力すること。

(従事者の交替等)

第 19 条 乙は、従事者を交替させようとする時は、あらかじめ甲にその旨を申し出なければならない。この場合、初任者に対して必要な教育を実施するとともに、十分な引継期間を確保すること。

2 乙は、従事者を交替させる場合、この仕様書に定める有資格者の人数を常に満たしていなければならない。

(労働管理)

第 20 条 乙は、従事者に対し、常に労働安全の指導と知識の向上を図り、事故の防止に努め、かつ衛生管理を十分に行わなければならない。

(1) 乙は、従事者に作業に応じた安全かつ清潔な服装を着用させ、作業上義務付けられた安全用具、ヘルメット、作業靴、及び防塵マスク等を使用又は着用させること。

(2) 乙は、従事者の労働管理に係る一切の責任を負うこと。

(3) 乙は、従事者に対して、関係法令で定められた健康管理を行わなければならない。

(従事者の教育等)

第 21 条 乙は、業務を適切に履行するため、従事者に対し必要な指導、教育、訓練等を行わなければならない。

(安全対策等に関する遵守事項)

第 22 条 乙は、業務を遂行する従事者の安全対策等に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 労働安全衛生関係法令等を遵守し、作業の安全を第一義として、常に安全管理に必要な措置を講じて労働災害防止に努めなければならない。

(2) 特に危険と判断される作業の実施に当たっては、必要な安全対策を行うとともに、適切な業務方法の選択及び従事者の配置を行い、災害防止に努めなければならない。

(事故等の防止)

第 23 条 乙は、業務の実施に当たり、事故の恐れがあると認めたときは、甲に報告するとともに、安全対策を行った後に業務を実施すること。

2 乙は、事故防止に万全を期し、従事者の安全衛生教育及び施設内の整備に努めなければならない。

3 乙は、独自の労働安全衛生組織を作り、責任を持って安全教育を行い、事故防止に努めなければならない。

(事故等の措置)

第 24 条 乙は、事故及び故障等が発生したときは直ちに甲に報告するとともに、緊急措置を講じなければならない。また、措置が完了したときは、遅滞なく事故報告書によりそのてん末を甲に報告しなければならない。

(異常事態発生時の体制等)

第 25 条 乙は、災害及び故障時の異常事態に備えて、従事者の緊急時連絡体制を確立し、あらかじめ甲に届け出なければならない。また、異常事態が発生した場合は、速やかに甲に連絡しなければならない。

(保管書類及び帳簿類)

第 26 条 乙は、業務事項を明らかにするために、次に掲げる書類帳簿等を整理し、所定の場所に保管し、常時必要な記録整理を行わなければならない。また、その内容についてはあらかじめ甲と協議を行うこと。

(1) 業務予定表

乙は、各月の予定表(予定処理量等を含む。)を作成し、甲と十分協議しなければならない。

(2) 運転日誌及び月報

乙は、運転管理及び点検整備の実施状況を業務の種別ごとに記録し、稼働日ごと及び月ごとに甲に報告しなければならない。

(3) 故障報告書

乙は、設備機器に故障等異常が発生した場合は、直ちに甲に報告しなければならない。

(4) 設備故障(異常)対策報告書

乙は、発生した設備故障に対し対策を講じた場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

(5) 予備品消耗品管理台帳

乙は、予備品及び消耗品の入出庫数並びに在庫数を管理する台帳を作成して記録するとともに、甲の要求に応じて提出しなければならない。この台帳の内容、書式及び報告については、甲と協議して決定すること。

(6) 備品管理台帳

乙は、甲が貸与する備品の在庫数、所在を管理する台帳を作成して記録するとともに、甲の要求に応じて提出しなければならない。この台帳の内容、書式及び報告については、甲と協議して決定すること。

(7) その他

乙は、その他必要な書類及び帳簿等は遅滞なく甲に報告しなければならない。また、管理運営上の連絡は密にとること。

2 本業務の運転管理に関する書類及び帳簿等は、甲に所有権があるものとする。

第 3 章 補 則

(建物及び付帯設備の使用管理)

第 27 条 甲が業務上必要であると認めた事務室・会議室・休憩室・更衣室及び付帯設備は、契約期間中無償で乙の使用を許可するものとする。

(1) 乙は、甲の管理する施設及び設備を常に整理整頓し、これらを清潔に保持するとともに、善良なる管理者の注意をもって使用管理しなければならない。

(2) 乙は、これらの物件等の紛失、損傷等又は物件の不適正な使用があった場合には、乙の責任において賠償し、若しくは現状復旧しなければならない。

(光熱水等の適切な使用)

第 28 条 乙は、業務の履行に当たり、甲が支給する電気、ガス、水道その他の使用について、できるだけ有効に使用し、経費の節減に努めること。

(見学者等の対応)

第 29 条 乙は、施設見学者等があった場合、その対応等について甲に協力しなければならない。

(火気の使用制限)

第 30 条 乙は、甲の指定する以外の場所で火気を使用しないこと。

(経費の負担)

第 31 条 業務に伴う経費負担の区分は次のとおりとする。

(1) 甲の負担するもの

ア 運転及び保守管理に要する基礎的経費

イ 電力・水道・軽油等

ウ 測定記録用紙類

エ 施設の運転に要する薬品・潤滑油等

オ 修理等で使用する消耗品及び備品

カ 日常保守管理以外の修理費等

キ 機器類のオーバーホール

ク 工事・大規模修理等

ケ 甲が別途委託する機器点検管理費

コ 法定点検業務等に要する検査費用

サ 中継車(10 tトラック 3 台)・ショベルローダー 2 台・フォークリフト 1 台の
修繕料、保険料、車検料等

シ 10 t ダンプトラック 1 台の修繕料、保険料

ス 1 t つかみフォークリフト 1 台の修繕料

(2) 乙の負担するもの

ア 人件費(諸手当、社会保険料等)

イ 作業用被服

ウ 安全衛生対策用具

エ 手工具

オ 事務用品類

カ 乙の設置する電話、ファクシミリ、インターネット使用料

キ 救急薬品

ク 中継車及び重機類に係る燃料費

ケ 日常保守管理に係る修理費等

コ 10 t ダンプトラック 1 台の車検料、定期点検料、重量税等(4月1日付ダンプトラックの使用者として登録がある者が支払う)、タイヤ交換費用。1 t つかみフォークリフト 1 台に係る自主検査手数料及び保険料。両重機の油脂類及び車検に伴う交換消耗部品費用。(その他交換部品費用については、別途協議による。)

サ 清掃作業に要する資材及び清掃用具並びに清掃用消耗品

シ その他従事者の保安、安全上必要なもの

2 乙は、業務の履行に当たり、設備の簡単な点検及び補修に必要な手工具を保有すること。

(欠格条項)

第 32 条 乙及び従事者は、別記 5 に掲げる欠格要件のいずれにも該当しないこと。

(損害賠償等)

第 33 条 乙は、運転操作及び整備作業等において、故意又は過失により火災・盗難・破損等の事故を発生させ、甲に損害を及ぼしたときは、その一切の費用を負担すること。ただし、甲が加入している建物・車両保険等の補償範囲であり、建物・車両保険等の適用が適切であると認める場合は、この限りではない。

(秘密保持の厳守)

第 34 条 乙及び従事者は、業務上知り得た秘密事項は、これを他に漏らしてはならない。また、この契約終了又は解除後も同様とする。

(契約締結時の提出書類)

第 35 条 乙は、本業務のため、以下の書類を準備し、速やかに甲に届け出るものとする。また、内容に変更が生じたときは、変更届出書を速やかに甲に届け出るものとする。

(1) 総括責任者選任届 1 部

(2) 従事者名簿 1 部

(3) 従事者配置計画書 1 部

(4) 有資格者名簿(各種資格証明書の写し添付) 1 部

(5) 従事者(有資格者)の経歴書 1 部

(6) 緊急時連絡体制表 1 部

(7) 自衛消防隊組織表 1 部

(8) 本仕様書第 32 条の欠格要件に該当しない旨の乙の誓約書

(9) その他甲が指示する書類

(再委託等の制限)

第 36 条 乙は、本業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

乙は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、事前に甲の承諾を受けなければならない。ただし、その場合は、全て乙の責任と費用において行うものとし、本業務に関して当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなし、乙が負担するものとする。

(業務の引継ぎ)

第 37 条 乙は、業務委託期間が終了又は契約解除となり、新たな受託者が業務を引き継ぐこととなった場合には、甲が指定する期間に施設が正常に稼動するよう適切に業務の引継ぎを行わなければならない。

2 新たな受託者に対する引継ぎは、机上、現場における教育・指導を含むものとし、第 26 条に定める保管書類及び帳簿類についても引継書を作成し、適切に引き継がなければならない。また、業務終了の日から 1 年間は次の受託者の要請に応じて必要な助言等を行わなければならない。

ない。

(定例会)

第 38 条 乙は、甲の指定する期間ごとに開催する定例会に出席し、運転管理状況の報告を行うこと。

(その他)

第 39 条 この仕様書の各条項に疑義が生じたとき、又は仕様書に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

- 2 業務のうち、しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別紙 2 特記仕様書（環境編簡易）のとおりとする。
- 3 業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置について、別紙 3 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとする。
- 4 業務のうち、下関市個人情報保護事務取扱要領による個人情報取扱特記事項は、別紙 4 個人情報取扱特記事項のとおりとする。

別記 1

(1) 処理棟等施設設備機器類の運転業務

- ・ 搬入車両整理・誘導作業（小型家電リサイクル福祉事業を含む。）
- ・ 受入ごみ仕分け作業
不適物除去、危険物・有害物除去及び管理、非破碎資源化物と破碎処理対象物分別整理、使用済小型家電の分別整理、その他再生利用品分別整理
※破碎処理の状況等により、不適物除去や破碎・非破碎の分別整理等について、乙は甲の指示に従うこと。
- ・ 中央監視室での操作及び監視（状況に応じて行う機測盤での操作を含む。）
- ・ 各機器類の運転維持管理業務
- ・ びん、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装等の受入（搬入）、搬送、整理
- ・ 手選別業務
びん類精選ラインでの不適物除去
ペットボトル選別ラインでのキャップ・ラベル除去及び異物除去
プラスチック製容器包装選別ラインでの異物・不適物除去
- ・ 処理成果品の品質管理
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の分別基準に沿った品質管理
※特に異物混入割合の低減に努めること。
- ・ 圧縮梱包作業及び搬送整理
- ・ 再生資源等保管管理
- ・ 搬出品の積み込み作業
- ・ 甲が行う専門業者による保全点検・修繕等の業務調整や資材搬入等助勢
- ・ 他場からの搬入品の搬送整理、積み込み作業。
- ・ 各機器類の消耗部品の交換
- ・ 運転日報(稼働日)、月報(毎月)等の作成、報告

(2) 処理棟等施設設備機器類の点検業務

- ・ 日常巡回点検及び機器の調整
- ・ 点検記録の作成(稼働日)
- ・ 豪雨、台風及び地震発生後の施設全体の異常有無確認

(3) 処理棟等施設設備機器類のトラブルの処理業務

- ・ 機器の過負荷等による停止、ごみ詰まり等の処理(原因調査、復旧、報告)
- ・ 突発事故時の対応、応急措置

(4) 処理棟等施設機器類の自主定期整備業務・クレーン整備(オイル交換等)

- ・ ホイスト整備(ワイヤー交換、オイル交換等)
- ・ 破袋機整備(刃交換他)
- ・ 圧縮梱包機整備(消耗部品交換)
- ・ その他Vベルト、ベアリング等の交換及び消耗部品の交換

- (5) 処理棟等場内清掃作業
 - ・ 機器及び機器周りの清掃(機器類、ダクトのウエス等によるふき取り等)
 - ・ 処理棟、処理棟周辺及び処理棟屋上の清掃(稼働日:床面、特に飛散ごみ及び飛散ガラス等)
 - ・ プラットホーム、ストックヤード、従事者の居室等の清掃(稼働日)
 - ・ 空調設備、換気設備のフィルター清掃
 - ・ その他甲の指定する場所の清掃
 - ・ 運搬車両、重機の清掃
- (6) 運転・故障・調整等の記録及び報告
 - ・ 運転記録日報・月報の作成及び報告
 - ・ 整備、修理等の作業記録の作成及び報告
- (7) 薬品類の補給及び管理
 - ・ 在庫管理(在庫の状況を記録して管理すること。)
 - ・ 薬品補給(補給の状況を記録して管理すること。)
- (8) 排水処理設備維持管理業務
 - ・ 設備運転管理
 - ・ 水質管理(公共下水道放流基準を遵守すること。)
 - ・ 薬品補給
 - ・ 槽内の汚泥抜取及び清掃(年度内に1回実施、汚泥は吉母管理場へ搬送)
- (9) 運転に必要な資材の受入、成型品等搬出時の積み込み作業及び確認
 - ・ ペットボトル、その他プラスチック製容器包装、アルミ缶プレス、スチール缶プレス、びん類、破碎アルミ、破碎鉄、雑線(電気コード類)、小型家電・廃家電、鉄くず、古紙、プラスチック、タイヤ、乾電池、リチウム充電電池、蛍光灯、エアゾール缶、ポケットコイルマットレス等の積み込み
 - ・ その他甲の指示する物の積み込み
 - ・ 資源ごみ等引き取り業者との連絡調整
 - ・ 梱包材及び機械部品等の受入作業及び確認
- (10) 可燃物・不燃物・資源物の搬出及び搬送業務
 - ・ 可燃物の奥山工場搬送
 - ・ 不燃物及び破碎処理不適再資源化物の吉母管理場搬送
- (11) 奥山工場、吉母管理場及びリサイクルプラザ啓発・整備(工場)棟からリサイクルプラザ処理棟への搬送業務
 - ・ 資源ごみ及び再生利用品(びん・缶・金属類・プラ・小型家電等)の積み込み及び搬送
 - ・ 有害ごみ(蛍光灯、乾電池等)の積み込み及び搬送
- (12) 搬入・搬出量、処理量及び在庫量の集計業務
 - ・ 日報及び月報での報告

(13) 計量業務

- ・ 計量棟維持管理
- ・ 搬入、搬出車の計量及び集計（登録、修正、ICカード作成、計量伝票補充等）
- ・ 時間外搬入の対応
- ・ 市収集車及び市委託車以外の搬入 IC カード管理
- ・ 計量機法定検査時の分銅運搬業務

(14) 鍵の管理、施設内の防犯、防火その他の保安業務並びに事故及び火災対応に関する業務

- ・ 部外者の侵入予防
- ・ 鍵の保管及び施錠
- ・ 緊急時連絡体制表の作成、緊急時の対応及び報告
- ・ 自衛消防隊組織表の作成、及び事故対応

(15) 業務従事者の研修及び運転操作指導

- ・ 施設関連・機械・重機等操作運転教育
- ・ 安全朝礼の実施
- ・ パートその他の従事者への安全教育の実施及び安全確保
- ・ パートその他の従事者への分別等の作業指導の実施
- ・ 避難・誘導及び消火訓練の実施（地震等への災害対応を含む。）
- ・ 緊急時の対応訓練

別記2

1 機械関連

機器類は、常に万全の状態での運転できるように点検整備を行う。

(1) 日常点検・修理

- ・エアー漏れ点検、修理
- ・油漏れ点検、修理
- ・異常音、異常振動点検
- ・集塵装置の維持管理(集塵ダスト清掃)
- ・ベルトコンベヤ蛇行調整
- ・ローラコンベアローラ取り替え
- ・各種パッキン取り替え
- ・給油、給脂、オイル交換
- ・タッチアップ塗装
- ・その他必要な整備等

(2) 休止時の主な作業

- ・破碎機、缶類用金属圧縮成型機内部の点検、清掃
- ・ペットボトル、プラスチック製容器包装圧縮梱包機内部の点検、清掃
- ・破袋機、破袋除袋機内部の点検、清掃
- ・磁選機内部の点検、清掃
- ・アルミ選別機内部の点検、清掃
- ・集塵装置内部の点検、清掃
- ・クレーン、ホイストの点検、清掃
- ・各シュート、コンベヤ、ホッパ磨耗点検、清掃、小修理等

(3) 設備の点検・調整

- ・コンベヤテークアップ調整
- ・チェーン張り調整
- ・グラウンドパッキン締め調整
- ・その他必要な点検・調整等

(4) 機器トラブル時の応急処置と原因調査

- ・措置及び調査結果の報告書の作成

(5) 予備品・資材・工具等の管理

- ・予備品、資材、工具等の整理、整頓
- ・支給品の発注依頼、受入、在庫管理(台帳整理)

2 電気関連

(1) 設備点検、各種測定

- ・受変電設備点検
- ・低圧配電盤点検
- ・制御盤点検
- ・絶縁抵抗測定
- ・照明設備点検
- ・各計器点検、調整
- ・バッテリー点検
- ・モーター点検
- ・その他電気設備の点検

(2) 電気設備の清掃

(3) 電氣的トラブル時の応急処置と原因調査

3 車両関係

(1) 車両の維持管理

- ・洗車(稼働日)
- ・グリスアップ、オイル交換
- ・パンク修理 (10 t ダンプトラック、1 t つかみフォークリフト)
- ・始業点検
- ・運転日報

4 消火設備関係

(1) 消火器の配置確認及び外観点検

(2) 屋内・屋外消火栓の外観点検

(3) 誘導灯の外観点検

(4) 火災報知機等の外観点検

別記3

機器点検整備内容一覧

| 設備分類 | 機 器 名 | 点検・整備内容 | 毎日 (使用日) | 週 (1回) | 月 (1回) | 6月 (1回) | 年 (1回) | その他 |
|-----------------|------------------------------|--------------------------------------|-------------|-----------|-----------|------------|-----------|-------------------|
| 受入・供給設備 | ごみ計量機 | 計量機器本体の外観、システムの状態等確認 | ● | | | | | |
| | 処理不適物除去装置 | 吊り上げ用具の損傷、油圧ホース・配管の損傷・漏れ、オイルレベル等確認 | ● | | | | | |
| | 不燃ごみ・不燃性粗大ごみ用クレーン | 使用前点検 | ● | | | | | グリスアップ(適時) |
| | PETボトル用及びその他プラ容器用クレーン | 使用前点検 | ● | | | | | グリスアップ(適時) |
| | 不燃ごみ・不燃性粗大ごみ用受入ホッパ・コンベヤ | ケーシング内落塵物除去、駆動チェーン注油 サイクロ減速機潤滑油交換 | | | ● | | ● | |
| | 缶・びん用供給コンベヤ(1),(2) | ケーシング内落塵物除去、駆動チェーン注油 サイクロ減速機潤滑油交換 | | | ● | | ● | |
| | PETボトル用受入ホッパ・供給コンベヤ | ケーシング内落塵物除去、駆動チェーン注油 サイクロ減速機潤滑油交換 | | | ● | | ● | |
| | 缶びん用受入ホッパ(1)(2)・受入コンベヤ(1)(2) | ケーシング内落塵物除去、駆動チェーン注油 サイクロ減速機潤滑油交換 | | | ● | | ● | |
| | その他プラ容器用受入ホッパ・供給コンベヤ | ケーシング内落塵物除去、駆動チェーン注油 サイクロ減速機潤滑油交換 | | | ● | | ● | |
| | 缶・びん用破袋・除袋機 | 内部点検・清掃 | ● | | | | | |
| | PETボトル用破袋・除袋機 | 内部点検・清掃 | ● | | | | | |
| | その他プラ容器用破袋機 | 内部点検・清掃 | ● | | | | | |
| | 消臭・防虫液噴霧装置 | 薬液タンク漏水確認 | ● | | | | | |
| | ごみクレーン自動窓拭き洗浄装置 | 外観点検確認 | | | ● | | | |
| | ごみピット遮断機 | 外観点検確認 | ● | | | | | |
| | 不適物除去ホイス | サイクロ減速機潤滑油交換 | | | | | | 潤滑油量低下時に適時交換すること。 |
| 破碎設備 | せん断式破碎機 | 刃の損傷及び摩耗状況の点検 カッター軸への巻き付き塵除去 | ● | | | | | グリスアップ(適時) |
| | 防爆用送風機 | 外観点検確認 | | | ● | | | グリスアップ(適時) |
| | 回転式破碎機 | 排出装置内部点検・清掃 | ● | | | | | グリスアップ(適時) |
| | | 室内点検・清掃 サイクロ減速機潤滑油交換 | ● | | | | ● | グリスアップ(適時) |
| 選別設備 | 破碎物用磁力選別機 | 外観点検清掃確認 | ● | | | | | |
| | 空き缶用磁力選別機 | 外観点検清掃確認 | ● | | | | | |
| | その他プラ容器用磁力選別機 | 外観点検清掃確認 | ● | | | | | |
| | 破碎物用アルミ選別機 | 内部点検・清掃 | ● | | | | | |
| | | サイクロ減速機潤滑油交換 | | | | | ● | |
| | 空き缶用アルミ選別機 | 内部点検・清掃 | ● | | | | | |
| | | サイクロ減速機潤滑油交換 | | | | | ● | |
| | 風力選別機(1)(2) | 外観点検清掃確認 | ● | | | | | |
| | | 内部点検・清掃 | | | ● | | | |
| | 不燃物・可燃物等分離装置 | 外観点検清掃確認 | ● | | | | | |
| 内部点検・清掃 | | | | ● | | | | |
| びん・アルミ缶選別機 | 内部点検・清掃 | ● | | | | | | |
| びん類自動色選別機(1)(2) | 内部点検・清掃 | ● | | | | | | |

機器点検整備内容一覧

| 設備分類 | 機 器 名 | 点検・整備内容 | 毎日 (使用日) | 週 (1回) | 月 (1回) | 6月 (1回) | 年 (1回) | その他 |
|------|-----------------------------|--------------------------------------|-------------|-----------|-----------|------------|-----------|-------------------------|
| 搬送設備 | 粗破砕物供給コンベヤ | ケーシング内落塵物除去、駆動チェーン注油 サイクロ減速機潤滑油交換 | | | ● | | ● | |
| | 缶・びん用処理不適物除去コンベヤ | ケーシング内落塵物除去、駆動チェーン注油 サイクロ減速機潤滑油交換 | | | ● | | ● | |
| | 精選用手選別コンベヤ(1)(2)(3) | ケーシング内落塵物除去、駆動チェーン注油 サイクロ減速機潤滑油交換 | | | ● | | ● | |
| | 回収用手選別コンベヤ | ケーシング内落塵物除去、駆動チェーン注油 サイクロ減速機潤滑油交換 | | | ● | | ● | |
| | PETボトル用手選別コンベヤ | ケーシング内落塵物除去、駆動チェーン注油 サイクロ減速機潤滑油交換 | | | ● | | ● | |
| | その他プラスチック容器用手選別コンベヤ(1)(2) | ケーシング内落塵物除去、駆動チェーン注油 サイクロ減速機潤滑油交換 | | | ● | | ● | |
| | 可燃物搬送コンベヤ(1)～(10) | ケーシング内落塵物除去、駆動チェーン注油 | | | ● | | | リターンローラ取外し点検・掃除(必要に応じて) |
| | 不燃物搬送コンベヤ(1)～(2) | ケーシング内落塵物除去、駆動チェーン注油 | | | ● | | | リターンローラ取外し点検・掃除(必要に応じて) |
| | 小びん搬送コンベヤ(1)(2) | ケーシング内落塵物除去、駆動チェーン注油 | | | ● | | | リターンローラ取外し点検・掃除(必要に応じて) |
| | アルミ類搬送コンベヤ | ケーシング内落塵物除去、駆動チェーン注油 | | | ● | | | リターンローラ取外し点検・掃除(必要に応じて) |
| | 鉄類搬送コンベヤ(1)(2) | ケーシング内落塵物除去、駆動チェーン注油 | | | ● | | | リターンローラ取外し点検・掃除(必要に応じて) |
| | 袋搬送コンベヤ(1)(2) | ケーシング内落塵物除去、駆動チェーン注油 | | | ● | | | リターンローラ取外し点検・掃除(必要に応じて) |
| | びん類搬送コンベヤ(1)～(3) | ケーシング内落塵物除去、駆動チェーン注油 | | | ● | | | リターンローラ取外し点検・掃除(必要に応じて) |
| | びん搬送コンベヤ(1)～(3) | ケーシング内落塵物除去、駆動チェーン注油 | | | ● | | | リターンローラ取外し点検・掃除(必要に応じて) |
| | アルミ缶搬送コンベヤ(1)(2) | ケーシング内落塵物除去、駆動チェーン注油 | | | ● | | | リターンローラ取外し点検・掃除(必要に応じて) |
| | スチール缶搬送コンベヤ(1)(2) | ケーシング内落塵物除去、駆動チェーン注油 | | | ● | | | リターンローラ取外し点検・掃除(必要に応じて) |
| | その他プラスチック容器用搬送コンベヤ(1)(2) | ケーシング内落塵物除去、駆動チェーン注油 | | | ● | | | リターンローラ取外し点検・掃除(必要に応じて) |
| | 不燃物切替コンベヤ | ケーシング内落塵物除去、駆動チェーン注油 | | | ● | | | リターンローラ取外し点検・掃除(必要に応じて) |
| | 缶・びん用搬送コンベヤ(1)(2) | ケーシング内落塵物除去、駆動チェーン注油 | | | ● | | | リターンローラ取外し点検・掃除(必要に応じて) |
| | 破砕物搬送コンベヤ(1)(2) | ケーシング内落塵物除去、駆動チェーン注油 | | | ● | | | リターンローラ取外し点検・掃除(必要に応じて) |
| 再生設備 | 金属圧縮機(1)(2) | 点検 室内清掃(エア-吹き) 作動油交換(1回/2年) | ● | | ● | | ● | グリスアップ(適時) |
| | PETボトル圧縮梱包機 | 点検 室内清掃(エア-吹き) | ● | | ● | | | グリスアップ(適時) |
| | その他プラスチック容器圧縮梱包機(1)(2) | 点検 室内清掃(エア-吹き) | ● | | ● | | | グリスアップ(適時) |
| | その他プラスチック容器定量供給ホッパー(1)(2) | 点検 室内清掃(エア-吹き) | ● | | ● | | | グリスアップ(適時) |
| | 定量供給ホッパー(スチール缶・アルミ缶・PETボトル) | 点検 室内清掃(エア-吹き) | ● | | ● | | | グリスアップ(適時) |
| | | | | | ● | | | |

機器点検整備内容一覧

| 設備分類 | 機 器 名 | 点検・整備内容 | 毎日 (使用日) | 週 (1回) | 月 (1回) | 6月 (1回) | 年 (1回) | その他 |
|-----------------|---------------------------|--------------------|-------------|-----------|-----------|------------|-----------|--|
| 搬出設備 | 鉄類・アルミ類・不燃物貯留ホッパー/びん類ホッパー | 点検 清掃 | ● | | ● | | | グリスアップ(適時) |
| | 貯留ホッパー用重量計 | 外部点検・清掃 | | | ● | | | |
| | 可燃物貯留ホッパー/可燃物切出コンベア | 点検 室内清掃(エア吹かし) | ● | | ● | | | グリスアップ(適時) |
| | 圧縮成型品運搬用ホイス(1)~(5) | 点検 サイクロ減速機潤滑油交換 | ● | | | | | 潤滑油量低下時に適時交換すること。 |
| | せん断式破砕機/回転式破砕機保全ホイス | 点検 サイクロ減速機潤滑油交換 | | | | ● | | 潤滑油量低下時に適時交換すること。 |
| | 搬入物積卸用ホイス | 点検 サイクロ減速機潤滑油交換 | ● | | | | | 別途基幹改良工事にて設置後より実施 潤滑油量低下時に適時交換すること。 |
| | 圧縮成型品つかみ装置 | 点検 サイクロ減速機潤滑油交換 | ● | | | | ● | |
| 集じん設備 | バグフィルタ・サイクロン(1)・排風機 | 内部点検・清掃 | | | ● | | | |
| | 活性炭脱臭装置/脱臭装置用排風機 | 内部点検・清掃 | | | ● | | | 排風機付属フィルタ清掃(適時) |
| | ストックヤード棟脱臭装置/脱臭装置用排風機 | 内部点検・清掃 | | | ● | | | 排風機付属フィルタ清掃(適時) |
| 給水設備 | プラント用水供給ポンプ | 点検 | ● | | | | | |
| 排水処理設備 | 排水処理設備 | 地下ピット | | ● | | | | |
| | | 水中ポンプ廻り掃除 | | | | ● | | |
| | | 槽内清掃及び汚泥搬送(吉母管理場へ) | | | | | ● | |
| 消火設備 | 消火器 | 配置確認及び外観等点検 | | | ● | | | |
| | 屋内・屋外消火栓 | 外観等点検 | | | ● | | | |
| | 誘導灯 | 外観点検 | | | ● | | | |
| | 火災報知機 | 外観点検 | | | ● | | | |
| 雑設備 | 空気圧縮機 | 点検 | | | ● | | | |
| | 環境用集じん装置(1)(2)(3) | 内部点検・ダスト落とし | | | ● | | | |
| | | ろ布取外し点検・掃除 | | | | | ● | |
| | 脱臭装置保全ホイス | 点検 サイクロ減速機潤滑油交換 | | | | ● | | 潤滑油量低下時に適時交換すること。 |
| | 埋設式車両検知機(パークセンタ) | | | | | | | |
| びん・PETボトル口金除去装置 | | | | | | | | |
| 真空掃除機 | | | | | | | | |

※上記の点検整備内容は、最低限必要な内容であり、円滑かつ安全な運転を行う上で必要な点検整備を乙が行い点検整備記録を保管すること。

別記 4

1 最少人員配置

合計 40人以上

| | |
|-------------------|-----|
| ・総括責任者 | 1人 |
| ・技術管理者(中央監視兼務) | 2人 |
| ・事務員 | 1人 |
| ・運転班 | |
| クレーン運転 | 1人 |
| 不適物除去作業 | 6人 |
| 手選別作業 | 15人 |
| 圧縮梱包作業 | 3人 |
| プラットホーム・ストックヤード作業 | 5人 |
| トラック運転手 | 3人 |
| 設備保全作業 | 2人 |
| 計量作業 | 1人 |

※1

※1 総括責任者及び技術管理者のうち2人は、廃棄物処理施設等において、2年以上の運営管理経験を有する者であること。

※ 運転班に従事する者(手選別作業員以外)は、機器運転整備の技術的な業務を遂行できること。

※ 業務従事者については、下関市民の雇用に努めること。また、障がい者についても積極的な雇用を図るよう努めること。

※ 人員構成において、兼務を認めるが適正な運転管理を確保すること。

2 有資格者

| | | |
|---|-----------------------|------|
| ア | ごみ処理施設技術管理士 | 1人以上 |
| イ | 破碎・リサイクル施設技術管理士 | 1人以上 |
| ウ | 電気主任技術者(第三種以上) | 1人以上 |
| エ | 電気工事士 | 1人以上 |
| オ | クレーン運転士(5t以上) | 3人以上 |
| カ | 玉掛け技能講習修了者 | 2人以上 |
| キ | 第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者 | 1人以上 |
| ク | 大型自動車免許 | 3人以上 |
| ケ | フォークリフト運転技能講習修了者 | 2人以上 |
| コ | ショベルローダー等運転技能講習修了者 | 2人以上 |
| サ | アーク溶接等業務特別教育修了者 | 1人以上 |
| シ | ガス溶接技能講習修了者 | 1人以上 |
| ス | 危険物取扱者(乙種) | 1人以上 |
| セ | 研削砥石取替作業技術者 | 1人以上 |
| ソ | 特定化学物質等作業特別教育修了者 | 1人以上 |
| タ | 安全衛生推進者 | 1人以上 |
| チ | はい作業主任者技能講習修了者 | 1人以上 |

※ 資格者は、1人が複数の資格を有していてもよいが、適正な運転管理が確保できる人員及び配置であること。

※ 「ア」、「イ」は、専従常勤従事者が取得しているものとする。

別記 5

1 仕様書第 32 条に規定する欠格要件は次のとおりとする。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- (2) 禁錮若しくは拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- (3) 廃棄物処理法、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令に違反し、罰金刑以上の刑に処せられ、五年を経過しない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、罰金刑以上の刑に処せられ、五年を経過しない者
- (5) 刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律で、罰金刑以上の刑に処せられ、五年を経過しない者
- (6) 廃棄物処理法又は浄化槽法の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者
- (7) 廃棄物処理法又は浄化槽法の規定による許可の取消しに係る通知後、処分決定までに、事業の廃止の届出をした者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- (8) (7)の許可の取消しに係る通知日前六十日以内に当該事業の廃止をした者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- (9) 本業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
- (11) 未成年者でその法定代理人が(1)から(10)のいずれかに該当するもの
- (12) 法人でその役員又は使用人(本・支店の代表者、契約締結権限を有する者)のうちに(1)から(10)のいずれかに該当する者のあるもの
- (13) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

別記6

施設設計数値

1) 粉じん基準値

| | |
|----------------|---------------------------|
| 処理施設内（集じん装置出口） | 0.02g/Nm ³ 以下 |
| 施設内 | 0.15mg/Nm ³ 以下 |

2) 騒音基準

敷地境界線において、騒音規制法に基づき定められた特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準値以下とする。

| 時間帯 | 朝 6:00～8:00 | 昼間 8:00～18:00 | 夕 18:00～21:00 | 夜間 21:00～6:00 |
|-----|----------------|------------------|------------------|------------------|
| 基準値 | 50dB以下 | 60dB以下 | 50dB以下 | 45dB以下 |

3) 振動基準

敷地境界線において、振動規制法に基づき定められた特定工場等において発生する振動の規制に関する基準値以下とする。

| 時間帯 | 昼間 8:00～19:00 | 夜間 19:00～8:00 |
|-----|------------------|------------------|
| 基準値 | 60dB以下 | 55dB以下 |

4) 悪臭基準

(1) 敷地境界線での基準

敷地境界線において、悪臭防止法に基づき定められた悪臭に係る規制基準値を適用する。

| | | |
|--------------|-------|--------|
| アンモニア | 1 | ppm 以下 |
| メチルメルカプタン | 0.002 | ppm 以下 |
| 硫化水素 | 0.02 | ppm 以下 |
| 硫化メチル | 0.01 | ppm 以下 |
| 二硫化メチル | 0.009 | ppm 以下 |
| トリメチルアミン | 0.005 | ppm 以下 |
| アセトアルデヒド | 0.05 | ppm 以下 |
| プロピオンアルデヒド | 0.05 | ppm 以下 |
| ノルマルブチルアルデヒド | 0.009 | ppm 以下 |
| イソブチルアルデヒド | 0.02 | ppm 以下 |
| ノルマルバレルアルデヒド | 0.009 | ppm 以下 |
| イソバレルアルデヒド | 0.003 | ppm 以下 |

| | | |
|-------------|--------|--------|
| イソブタノール | 0.9 | ppm 以下 |
| 酢酸エチル | 3 | ppm 以下 |
| メチルイソブチルケトン | 1 | ppm 以下 |
| トルエン | 10 | ppm 以下 |
| スチレン | 0.4 | ppm 以下 |
| キシレン | 1 | ppm 以下 |
| プロピオン酸 | 0.03 | ppm 以下 |
| ノルマル酪酸 | 0.001 | ppm 以下 |
| ノルマル吉草酸 | 0.0009 | ppm 以下 |
| イソ吉草酸 | 0.001 | ppm 以下 |

(2) 排水水中での基準

排水口において、以下の規制基準値とする。

| 項目 | 排水量 | 基準値 (mg/L) |
|-------------|---|------------|
| メチルメルカプタン | 0.001m ³ /s 以下の場合 | 0.03 |
| | 0.001m ³ /s を超え 0.1m ³ /s 以下の場合 | 0.007 |
| | 0.1m ³ /s を超える場合 | 0.002 |
| 硫 化 水 素 | 0.001m ³ /s 以下の場合 | 0.1 |
| | 0.001m ³ /s を超え 0.1m ³ /s 以下の場合 | 0.02 |
| | 0.1m ³ /s を超える場合 | 0.005 |
| 硫 化 メ チ ル | 0.001m ³ /s 以下の場合 | 0.3 |
| | 0.001m ³ /s を超え 0.1m ³ /s 以下の場合 | 0.07 |
| | 0.1m ³ /s を超える場合 | 0.01 |
| 二 硫 化 メ チ ル | 0.001m ³ /s 以下の場合 | 0.6 |
| | 0.001m ³ /s を超え 0.1m ³ /s 以下の場合 | 0.1 |
| | 0.1m ³ /s を超える場合 | 0.03 |

5) 排水基準

プラント排水及び生活排水は、下水道の排除基準値以下に排水処理設備にて処理し、放流するものとし、排除基準は以下のとおりとする。

| 項目 | | 基準値 (mg/L) |
|-----------------|--------|------------|
| 水素イオン濃度 | | 5 を超え 9 未満 |
| 生物化学的酸素要求量 | | 600 |
| 浮遊物質 | | 600 |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量 | 鉱油類 | 5 |
| | 動植物油脂類 | 30 |